

2足政政発第661号
令和2年8月21日
(公印省略)

教育長
各部・室・局長

副区長 長谷川 勝美
副区長 工藤 信

令和3年度足立区行財政運営方針について（依命通達）

令和3年度の組織運営予算の見積りにあたっては、次の内容を踏まえ、「組織・定数・任用管理方針」、「予算編成方針」に基づき、別に定める期日までに見積書などの関係書類を提出すること。

この旨、命により通達する。

令和3年度足立区行財政運営方針（目次）

【総論】

I 新年度に向けた基本的な考え方	
1 区民生活と区内経済を着実に支える	・・・ P 1
2 「新しい生活様式」を踏まえた区民サービスのあり方を構築する	・・・ P 1
3 SDGsの理念を理解し、施策を展開する	・・・ P 1
II 区の現状と今後の見通し	・・・ P 1
III 取り組み方針	・・・ P 2
1 支援の継続と変化への対応	・・・ P 2
（1）コロナ渦中の現場を支える	
（2）区民生活を支える	
（3）「新しい生活様式」への対応	
2 災害時の即応力向上を目指す	・・・ P 3
（1）多様な避難行動の定着を図る	
（2）必要な情報を必要な人に確実に届ける	
3 引き続き着実に進める取り組み	・・・ P 3
（1）子どもの健やかな成長を支える	
（2）児童・生徒の学びの環境を整える	
（3）高齢者や障がいを持った方々にもくらしやすいまちづくり	
（4）戦後最少記録の更新へ。「見せる防犯」対策の推進	
（5）エリアデザインによるまちづくり	
IV 重点プロジェクト	・・・ P 5

【組織・定数・任用管理方針】

I 組織・定数管理方針	・・・ P 6
II 任用管理方針	・・・ P 8
III 定数各部配分枠 各部別一覧表	・・・ P 12

【予算編成方針】

I 足立区の財政状況	・・・ P 13
II 令和3年度予算編成について	・・・ P 14
III 令和3年度予算編成事務処理方針	・・・ P 15
IV 令和3年度予算フレーム（一般財源ベース）	・・・ P 16
V 令和3年度包括予算各部別一覧表	・・・ P 17

I 新年度に向けた基本的な考え方

区のマイナスイメージを払拭する「戦略的シティプロモーション」の推進により、昨年度の世論調査では、区に「誇りをもっている」区民の割合が過去最高の52.6パーセントと、調査を開始した平成21年度と比較して約20ポイント上昇するなど、取り組み成果が着実に表れてきた。

令和3年度においては、以下の3つの新たな視点を踏まえつつ、引き続きまちの魅力の創出とボトルネック的課題解消の両面から施策を展開し、区制90周年を迎える令和4年度に向けて、更に区民が誇れるまちを目指していく。

1 区民生活と区内経済を着実に支える

区民生活や経済活動に及ぼす自然災害や感染症リスクを最小限に抑え込むため、今後も国や都の動向を注視しつつ、区として最大限の対策や支援を行っていく。その際、自助、共助、公助の役割を明確にし、協働・協創の理念により関係団体にも協力を求めながら施策を展開していく。

2 「新しい生活様式」を踏まえた区民サービスのあり方を構築する

3密回避策など、コロナ禍への対応を通じて浮き彫りになった課題を踏まえ、ICTを活用した行政サービスの提供やテレワークの推進など、業務の工夫、改善、改革に取り組む。

「新しい生活様式」に応じた区民サービスのあるべき姿を提案し、区民等の多様なニーズを的確にとらえた実効性の高い施策を打ち出していく。

3 SDGsの理念を理解し、施策を展開する

基本計画で定める各施策は、国連加盟国の行動計画である「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念とはスケールこそ異なるものの、取り組みの方向性は同様である。つまり基本計画の実現を目指すことが、環境や気候変動、貧困対策などの地球規模の課題解決への貢献のみならず、区民生活の質の向上にもつながる。

そこで基本計画の中間検証にあたり、各施策の方向性とSDGsが目指す理念や目標（17の目標、169の達成基準）との関連性を整理し、体系化するとともに、職員一人ひとりがSDGsの理念を理解し、区民、事業者、団体、庁内各課等の多様な主体との協働・協創により各施策を推進する。

II 区の現状と今後の見通し

区はすでに新型コロナウイルス感染症対策として、8次にわたる補正予算を組み、約69億円の一般財源を投入し、医療体制の整備や中小企業支援などを行ってきた。しかし、今後の区内経済の動向は全く先が見通せない。中小企業を対象にした緊急融資斡旋の申込件数は、建設業を始め全業種におよび、令和2年4月から6月の3か月間で2,900件を超えた。また、融資実行金額は約163億円にのぼり、令和元年度比1.8倍の規模となることから深刻な状況が伺える。

一方、歳入についても不確定要素が多数見受けられるため、リーマンショック翌年の平成21年度に都区財政調整交付金が前年度と比較して100億円減少し、回復までに5年を要したことを踏まえると、少なくとも同程度の状況は覚悟せざるを得ないと考える。

特別区民税の納付状況や生活保護の申請数は、令和2年8月1日現在、前年と比べ大きな変化は見られないものの、各種の給付金等で一時的に生活を維持しているだけでも推察され、予断を許さない状況である。

そのため、常に緊張感を持って区民生活や区内経済の状況把握に努め、必要に応じて一定規模の財源投入を伴う支援策の実施も念頭に予算編成を進める。

Ⅲ 取り組み方針

以上、基本的な考え方と区政を取り巻く状況に鑑み、令和3年度、特に注力して取り組む内容は以下のとおりである。

1 支援の継続と変化への対応

(1) コロナ渦中の現場を支える

新型コロナウイルス感染症の対応に当たる医療現場や、高齢者との濃厚接触が避けられない介護現場、乳幼児が集団で生活する保育現場など、コロナ禍の最前線を支える人々への支援を継続する。支援にあたっては、国や都との役割を見極めつつ適宜実施する。

また、地域経済を支える区内企業・事業者に対しても、経営状況などの現状把握を丁寧に行ったうえで、キャッシュレス化やオンラインを生かした業務拡大等ICT化の後押しなど、経営安定に向けた支援を行っていく。

(2) 区民生活を支える

新型コロナウイルス感染症の影響により失業や収入減に直面した生活困窮者に対し、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付、住居確保給付金等による居住支援の強化で、区民生活の下支えに万全を期す。

今後も区民生活の不安に丁寧に耳を傾け、課題と向き合い、きめ細やかな相談体制と支援策を講じ、行政としての責務を果たしていく。

(3) 「新しい生活様式」への対応

23区トップレベルの行政手続きのオンライン化を進め、区民等ができる限り来庁せず各種手続きを済ませられるよう利便性の向上を図る。また、書類等への押印廃止の推進、4公金等の納付や区施設使用料金支払いへのキャッシュレス化を積極的に導入していく。

以上については、副区長をトップとした「オンライン申請等拡充検討委員会」において進捗管理を行い、スピード感を持って取り組んでいく。

2 災害時の即応能力向上を目指す

(1) 多様な避難行動の定着を図る

今後も予想される大規模自然災害に対しては、中長期的な視点も忘れずに一つひとつ確実に対策を積み重ねていかなければならない。令和元年台風19号の経験を踏まえ作成した「水害時避難所運営手順書」をもとに、実践的な訓練を繰り返すことで運営従事者間の顔の見える関係づくりを進め、災害時の即応力を高めていく。

また、避難所での「3密」を回避するため、「分散避難」を広く区民に周知し、意識変容を呼びかけていく。

なお、避難の実施にあたっては、中川地区において先進的に取り組まれてきたコミュニティタイムラインを、小台・宮城地区、さらに他地区へも展開すべく地域住民と共に取り組んでいく。

※コミュニティタイムラインとは

風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の避難のタイミングや、取るべき防災行動について、地区コミュニティで話し合い「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のこと。

(2) 必要な情報を必要な人に確実に届ける

災害時の情報発信力強化のため、災害対策本部と各避難所間の情報共有や、避難を考えている区民に対して必要な情報が提供できるよう、防災システムの抜本的な再構築を図る。また、区ホームページやSNSのほか、あだち安心電話や防災無線テレホン案内、聴覚障がい者向けAメールシステムを活用したFAXによる情報発信など、あらゆる手段により情報を発信する。

3 引き続き着実に進める取り組み

(1) 子どもの健やかな成長を支える

ア 「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」によるハイリスク妊産婦に対するきめ細やかな支援に加え、令和2年5月から開始した「足立区スマイルママ面接事業」を継続し、必要かつ適切なケアを実施する。また、産後育児家事支援や多胎児家庭支援など様々な家庭状況に応じた事業の充実を図る。

イ 区立保育園で医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを開始するほか、こども支援センターげんきにコーディネーターを配置し、就学前の医療的ケア児の相談・支援、医療機関や学校等との連携を図る。

(2) 児童・生徒の学びの環境を整える

ア 児童・生徒に一人一台のタブレット端末を整備し、不登校などの特別な支援が必要な子どもも含め、創造性を育む学びの可能性を広げ、情報活用能力の育成を図る。

イ 教員に対しては、各校のICT推進リーダーやICT支援員による校内研修、OJTのほか、eラーニング等を活用しながらICT活用指導力の一層の向上を図る。

ウ 不登校児童・生徒への支援として、チャレンジ学級（適応指導教室）や「不登校

特例教室あすテップ」の運営に加え、長期欠席者への家庭教師派遣やタブレット端末を活用した学習支援事業にも取り組む。

エ 国の「GIGAスクール構想」の実現にあたっては、一人一台のタブレット端末調達に万全を期すとともに、「(仮称)足立区学校ICT活用促進協議会」を通じてあるべき姿や目標を明確化し、ICT教育の効果検証を確実に実施していく。

(3) 高齢者や障がいを持った方々にもくらしやすいまちづくり

ア 足立区版地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元年度梅田地区で実施した地域プラットフォームの立ち上げ、居場所づくり、ICTを活用した医療介護連携などのモデル事業の効果を検証し、各地域包括支援センターへ横展開を図っていく。

また、現在策定中の高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、特別養護老人ホーム整備方針に基づき、介護予防事業、認知症対策、特別養護老人ホーム等の施設整備を推進するとともに、居住支援協議会の検討を通じ、賃貸住宅への入居が難しい高齢者への居住支援策を具体化していく。

イ オランダ連携事業を通じて誘致したスペシャルライフコートや専用相談窓口「あだちスポーツコンシェルジュ」を活用し、障がいや疾病等により運動・スポーツ活動に支援を必要とする区民に対し適切な対応を図る。

(4) 戦後最少記録の更新へ。「見せる防犯」対策の推進

ア 平成13年に16,843件とピークであった区内の刑法犯認知件数は、昨年4,764件と約7割減少し戦後最少を記録した。引き続き、安全安心パトロールや町会・自治会への防犯カメラの設置助成を進めるとともに、六町地区の「(仮称)安全安心ステーション」では警察官OBを中心とした地域の防犯活動を促進する。また、お揃いのグッズを身につけ、日常活動を通じて子どもや地域の安全を見守る「ながら見守り」への参加を促し、「見せる防犯」をアピールしていく。

イ 地域と警察などが連携した自転車盗対策を継続するとともに、全体の1割を占める万引き対策としてAIを活用した防止装置を設置するほか、特殊詐欺対策として自動通話録音機の無償貸与、無人ATMへの携帯電話抑止装置増設など対策を強化する。

(5) エリアデザインによるまちづくり

令和3年度は、花畑エリアにおける「文教大学東京あだちキャンパス」の開学、江北エリアにおける「東京女子医科大学新東医療センター」の開設、竹の塚エリアにおける「竹ノ塚駅付近鉄道高架化」の3つの大プロジェクトを完遂させなければならない。

一方、綾瀬エリア・北綾瀬エリアでは、懸案となっている綾瀬駅東口駅前の開発予定地について、地区まちづくり計画の柱である「駅前の交通利便性の向上」「連続した店舗の誘導・回遊による賑わいの創出」に沿った計画となるよう開発事業者と交渉を続けている。また、北綾瀬駅改修工事の効果を最大限活かした駅前交通広場の実現に向け関係者と協議を進めている。

エリアデザインによるまちづくりは、区の将来を大きく左右する重要事業であることから、機を失することなく、計画的かつ着実に取り組み、区の魅力を磨き上げていく。

IV 重点プロジェクト

「基本計画」で定めた「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点に基づき、刻々と変化する課題に迅速かつ的確に対応するため、特に優先度の高い取り組みを重点プロジェクトとして選定している。

令和3年度は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策」「行政手続きのオンライン化による区民サービスの充実」「水害への対策」の視点を新たな重点項目として加え、メリハリのある施策展開を図っていく。

【組織・定数・任用管理方針】

I 組織・定数管理方針

1 組織・定数共通事項について

組織の編成及び定数の配置については、令和2年2月に改定した「定員管理指針」の内容を踏まえて行う。

各部においては、ミスを防止し、適切な業務執行を可能とする体制の構築はもとより、協働・協創による取り組みの推進、外部化や新たな手法・技術の活用により、効率的かつ効果的な組織運営に努めること。

2 組織について

室長・担当部長・担当課長は安易に設置しない。やむを得ず設置する場合は、部・課の分任する業務、目的等を明確にし、その期間を時限として設置する。また、原則として、課は3係以上、係は常勤4人以上とし、少人数の課・係は編成しない。

以上を前提に、各部においては下記の点を踏まえて組織の検討を行うこと。

- (1) 組織の見直しにあたっては、「基本計画」における施策体系や行政評価の結果を踏まえ、政策経営部と十分協議のうえ、進めること。
- (2) 類似事業の精査、事務事業の見直しなどを徹底して行い、実施すべき事業、廃止統合すべき事業を的確に判断し、事務事業に応じた合理的な組織体制を編成すること。
- (3) 安易な組織の変更（名称変更含む）は行わない。変更する場合においても、窓口職場など、多くの区民が来所する組織については、担当業務がわかりやすくなるよう、特に考慮すること。

3 定数管理について

- (1) 全ての職種において、事務量等を検証したうえで定数を配置する。
- (2) 枠配分後も、実施すべき事業、廃止統合すべき事業をさらに精査し、枠の見直しを行うことがある。
- (3) 新たな事業を実施する場合でも、多様な主体との協働・協創による事業展開に積極的に取り組むこととし、増員は必要最低限とする。
- (4) 予定していた業務の中止・縮小、または財源的措置がなされない場合、その業務に相当する定数は、配分した枠内から減じる。
- (5) 再任用短時間勤務職員（退職非常勤職員）については、欠員が生じている現状を踏まえ、配置については必要性を十分精査し、定数の見直しを行う。

4 組織・定数に関する権限委譲について

各部における組織・定数に関する権限と責任は、以下のとおりとする。

(1) 組織

ア 係編成は各部長の権限とする。ただし、内示された係長の数を超えた係の編成はできない。

イ 部・課組織の編成については、政策経営部長協議事項とする。

(2) 定数

- ア 職種別枠配分の範囲において、各課・係への配分は各部長の権限とする。
- イ 公社などの定数は、所管部へ枠配分するものとする。ただし、公社分の枠を所管部との間で調整する場合は、政策経営部長協議事項とする。

(3) その他

- ア 別に示す枠配分資料は、各部の枠を設定するための積算資料であり、最終的な部内における各課・係への配分や係編成を拘束するものではない。
- イ 組織改正による組織・定数の部間移動は、関係部であらかじめ調整のうえ、政策経営部長協議事項とする。

5 特記事項

新型コロナウイルス感染症の影響により業務量の増加が見込まれる部の組織・定数については、最終内示において変更する可能性がある。

II 任用管理方針

1 採用管理（常勤職員）について

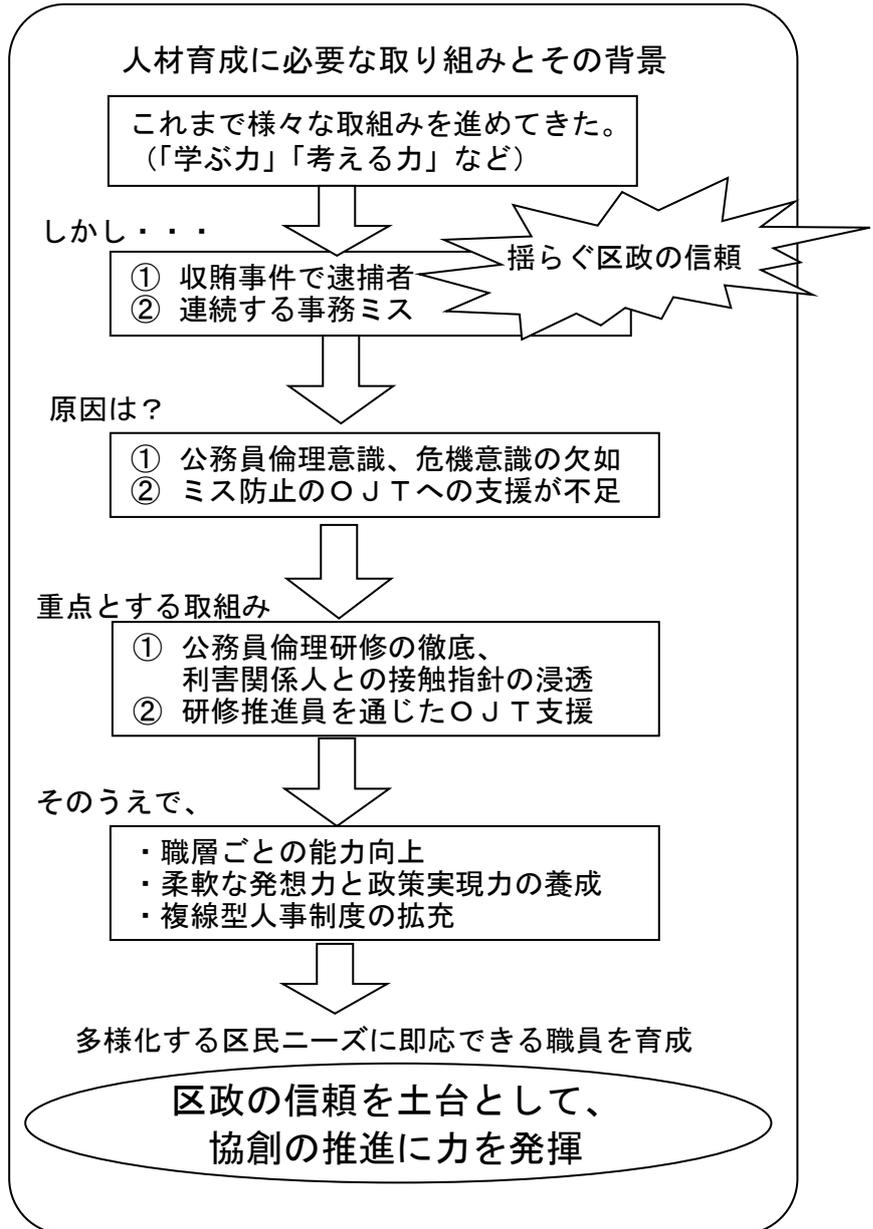
- (1) 技能系職員の退職不補充を継続する。
- (2) 職員の採用数は、財政状況、退職者数の推移、フルタイム勤務再任用希望数などを十分に勘案し、決定する。また、「人材育成基本方針」に目標として掲げた「共に、学び、考え、行動する職員」となりうる人材の採用に注力する。

2 区政の信頼を回復し、協創を推進できる職員を育成

平成29年2月に「人材育成基本方針」を改定し、協創を推進できる人材を育成するため、「学ぶ力」「考える力」「行動する力」「基礎力」の向上に取り組んできた。

しかし、こうした取り組みにも関わらず、令和元年度は職員の懲戒処分が12名(前年度比+5名)、特に主管課工事契約に関する収賄事件では逮捕者を出し、区政の信頼を揺るがす重大事態となった。また、補助金申請における契約手続きの誤りや会計事務におけるミスなども続いており、協創を推進するうえで土台となる区政の信頼を、早急に回復することが喫緊の課題となっている。このため、令和3年度は、全職員の倫理意識の徹底を図るとともに、事務ミスの再発防止策に、重点的に取り組んでいく。

そのうえで、職層ごとに柔軟な発想力と政策実現力の養成を着実に進め、「人材育成基本方針」に掲げる協創の推進に力を発揮できる職員の育成を実現する。



(1) 収賄事件や事務ミスによって揺るがされた信頼の回復

ア 倫理意識の高い職員の育成

「公務員倫理研修」において複数の処分事例を示し、全職員に身近な課題と認識させることで、倫理意識の徹底を図る。また、令和2年度に人事院や東京都を参考に改正する足立区版「利害関係人との接触指針」の浸透を図っていく。

<重点となる具体的事業> 【 】は対象者

- | | | |
|------------------|-------|------|
| ・公務員倫理、職員としての心構え | 【全職員】 | <拡充> |
| ・基本的人権 | 【 〃 】 | |
| ・ハラスメント研修 | 【 〃 】 | |
| ・ミス防止（内部統制） | 【 〃 】 | <拡充> |

イ ミス防止のため、研修推進員^{※1}を通じたOJT^{※2}の支援

各課で職員の指導・育成を担う研修推進員（各課庶務担当係長）に対し、契約や会計事務等に関する「ミス防止研修」を実施するとともに、研修の理解・定着を図るための職員向け問題集を提供し、効果的なOJTにつなげていく。さらに研修推進員会議^{※3}を通じて、各職場で実施したOJTの成功例を共有し、効果が高く、他課でも応用可能な取り組みを全庁に拡散させる。

※1 研修推進員

足立区職員研修規程に規定。職場研修と集合研修の連携を図り、研修を効果的に推進するために設置するもので、各課庶務担当係長をもって充てることとなっている。

※2 OJT

足立区職員研修規程に規定。日常の業務を通して行う「個別指導」、職場における問題解決などのための「集団指導」などをいう。

※3 研修推進員会議

足立区職員研修規程に規定。研修の効果的な実施を図るため、人材育成課長及び研修推進員をもって組織され、必要に応じて人材育成課長が招集する。

<重点となる具体的事業> 【 】は対象者

- | | | |
|---------------------|----------------|------|
| ・ミス防止(契約、会計、内部統制など) | 【課庶務係長(研修推進員)】 | <拡充> |
| ・研修推進員会議 | 【 〃 】 | <拡充> |
| ・職場研修助成制度 | 【全庁各課】 | |
| ・Aラーニング、OJTシート | 【 〃 】 | |

(2) 協創を推進するため、区民ニーズに即応できる人材を育成

ア 職層ごとに必要となる能力の向上

協創を実践するために各職層に必要な「情報収集力」や「調整力」等を養成する。

主任職に対しては、係長職への昇任を前提とした職であることを再認識させ、協創を実践する際に、係長を補佐できるように能力向上を図る。また、係長、管理職に対しては、こうした職員を育成できるよう職層ごとの研修を実施する。

<重点となる具体的事業> 【 】は対象者

- | | |
|------------------|---------------|
| ・説明力向上 | 【入区2～3年目（選択）】 |
| ・頼られ力 | 【 ” ” 】 |
| ・ロジカルシンキング | 【入区1年目】 |
| ・新任～管理職まで職層ごとの研修 | 【各職層】 |

イ 柔軟な発想力と政策実現力を養成

区民の多様なニーズを的確に捉え、即応できる職員を養成する。例えば、新型コロナ禍における「新しい生活様式」に対応するためのオンライン申請の拡充など、これまでの取り組みに固執しない柔軟な発想力と政策実現力を養うための研修を実施する。

<重点となる具体的事業> 【 】は対象者

- | | |
|-------------|---------------|
| ・成果を上げる段取り力 | 【入区2～3年目（選択）】 |
| ・問題発見&解決法 | 【 ” ” 】 |
| ・事業改善提言 | 【主任1年目】 |
| ・私の働き方 | 【希望者】 |

ウ 複線型で活躍する職員を周知し、専門職員の拡充や新規分野を開拓

複雑化している区民ニーズに対応するためには、幅広い知識を持つ職員の育成と同時に、専門分野の知識・経験を活かして活躍する職員の存在が不可欠となる。既に複線型人事制度^{*1}を導入している所属とのヒアリングでは、他課の若手職員に制度が広がらない理由の1つに、ロールモデルとなる先輩が周囲に見当たらず、将来をイメージしづらいことがあるのでは、との意見もあった。そのため、人材育成課が年3回発行する情報誌「Specialists Days」を通じて、専門分野^{*2}で活躍することの魅力や可能性を周知し、専門職員の拡充や新規分野の開拓を図っていく。

※1 複線型人事制度

様々な職場を経験し幅広い知識を身につけたい職員と、特定の専門分野で知識・経験を活かして職務にあたりたい職員、それぞれが自分に適したキャリアを選べる制度。

※2 専門分野

財務、福祉、管財、教育(学校経理、学務関連)、区民行政(税務、戸籍・住民基本台帳、医療保険)、監査(保育施設等指導)、法務、自治体ICT、清掃計画、子ども支援【新規】の10分野。

<重点となる具体的事業> 【 】は対象者

- | | |
|------------------|---------------|
| ・キャリアデザイン | 【入区2～3年目（選択）】 |
| ・ ” (複線型職員メッセージ) | 【主任4年目】 |
| ・主任昇任(複線型人事制度) | 【主任1年目】 など |

3 その他

- (1) 職種別に定数を管理する原則は維持しつつ、常勤職員の視野を広げる意味でも、他の職種の職域拡大など柔軟な対応を図る。
- (2) 再任用フルタイム勤務職員については、常勤職員として取り扱う。管理職を除く職員の人事配置については、別途示した方針（令和2年4月9日付2足総人発第56号）のとおりとする。

Ⅲ 定数各部枠配分 各部別一覧表

定数各部配分枠

組織名称	令和2年度定数	
	常勤	非常勤
政策経営部	92	20
総務部	105	9
危機管理部	34	15
資産管理部	81	23
区民部	257	157
地域のちから推進部	318	127
産業経済部	43	33
福祉部	652	225
衛生部	219	61
環境部	212	42
都市建設部	394	82
会計管理室	10	0
教育指導部	59	461
学校運営部	106	50
小中学校	0	61
子ども家庭部	606	889
選挙管理委員会事務局	11	1
監査事務局	8	1
農業委員会	2	0
区議会事務局	16	2
区合計	3,225	2,259
勤労福祉サービスセンター	7	8
生涯学習振興公社	7	1
社会福祉協議会	3	4
足立市街地開発(株)	0	8
体育協会	4	1
観光交流協会	12	3
公社等合計	33	25
総合計	3,258	2,284



組織名称	令和3年度定数			
	常勤	増減	非常勤	増減
政策経営部	93	1	19	-1
総務部	98	-7	9	0
危機管理部	34	0	20	5
資産管理部	81	0	23	0
区民部	261	4	164	7
地域のちから推進部	318	0	127	0
産業経済部	43	0	33	0
福祉部	654	2	225	0
衛生部	222	3	61	0
環境部	205	-7	47	5
都市建設部	393	-1	82	0
会計管理室	10	0	0	0
教育指導部	60	1	555	94
学校運営部	110	4	49	-1
小中学校	0	0	60	-1
子ども家庭部	606	0	889	0
選挙管理委員会事務局	12	1	1	0
監査事務局	8	0	1	0
農業委員会	2	0	0	0
区議会事務局	16	0	2	0
区合計	3,226	1	2,367	108
勤労福祉サービスセンター	7	0	8	0
生涯学習振興公社	7	0	1	0
社会福祉協議会	3	0	4	0
足立市街地開発(株)	0	0	8	0
体育協会	4	0	1	0
観光交流協会	12	0	3	0
公社等合計	33	0	25	0
総合計	3,259	1	2,392	108

【非常勤内訳】

退職	309
専門	1,975

【非常勤内訳】

退職	308
(前年比)	-1
会計	2,084
(前年比)	109

【予算編成方針】

I 足立区の財政状況

1 令和元年度普通会計決算(※1)の状況

(1) 「経常収支比率」は適正水準を維持

令和元年度の経常収支比率(※2)は77.5%と、区立小・中学校のICT環境整備経費や人件費の増などにより、前年度の76.4%から1.1ポイント増加したが、適正水準である80%以下を維持することができた。

歳入総額は2,947億円(前年度比+37億円、+1.3%)、歳出総額は2,853億円(同+35億円、+1.2%)で、翌年度に繰越すべき財源を除くと80億円の黒字となり、実質収支比率(※3)4.5%と望ましい範囲内にとどまった。

(2) 「歳入」財政調整交付金・特別区税は増加

歳入は、地方消費税交付金が税制改正等の影響により5億円減少したが、景気動向により財政調整普通交付金が28億円の増、特別区税も納税義務者数の増加と収納率の向上により13億円の増となったことで、一般財源全体で38億円(前年度比+2.1%)の増額となった。特定財源は、障がい者自立支援給付費や幼児教育・保育の無償化等に伴う国庫・都支出金が26億円の増、大学病院施設等整備基金繰入金29億円の減との差引きで、0.3億円の減とほぼ横ばいであった。

(3) 「歳出」義務的経費は再び増加

歳出のうち、義務的経費は40億円増の1,499億円となり、歳出全体に占める割合は0.8ポイント増の52.6%であった。公債費が前年度より6億円の減となったものの、人件費が職員数や退職者数の増加により14億円の増、扶助費が私立認可保育所運営費助成や障がい者自立支援給付費の増により32億円の増となった。

また投資的経費は、鉄道立体化の促進事業が37億円の増となったが、区立小・中学校の改築事業が56億円の減、大学病院整備事業が29億円の減となったことで、全体では32億円減の332億円となった。

(4) 特別区債現在高は減少・積立基金現在高は増加

特別区債の発行を極力抑えつつ、増加し続ける社会保障費への対応、災害への備え、老朽化した公共施設更新経費の財源として、財政調整基金や防災減災対策整備基金、義務教育施設建設資金積立基金などへの積立でも行った。

その結果、令和元年度末の特別区債の現在高は43億円減の329億円に、積立基金の現在高は139億円増の1,752億円となった。

※1 普通会計・・・全国の地方公共団体の財務状況を比較するために、国の定める基準により、各地方公共団体の会計を統一的に再構築したもの。

※2 経常収支比率・・・毎年経常的に収入される一般財源が、経常的に支出する経費(扶助費、人件費、公債費等)にどれだけ充てられているかを割合で示したもので、財政の弾力化を見るための指標。70~80%が適正水準とされる。

※3 実質収支比率・・標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標）に対する実質収支の割合。3～5%が望ましいとされる。令和元年度の足立区の標準財政規模は1,752億円。

2 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の見込み

令和3年度の歳入は、法人住民税の一部国税化やふるさと納税などの税制改正の影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の落ち込みにより、財政調整交付金や特別区民税の大幅な減収が見込まれる。

歳出は、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や区民生活、区内経済を支えるための支援などに一定程度の財源投入が必要と見込む。さらに、感染拡大の影響に伴う収入減により、生活保護費や住居確保給付金、児童扶養手当の対象者増加が予想される。リーマンショック翌年の平成21年度は、生活保護費が前年度比で10%増加しており、同様に伸びた場合、約40億円の事業費が必要になるなど、歳入の大幅な減収が想定される中で、極めて厳しい状況と言わざるを得ない。

II 令和3年度予算編成について

1 予算編成の考え方

(1) 基本的考え方

幸いにも令和元年度決算は良好な結果となったが、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の悪化が、今後の歳入、歳出に及ぼす影響は不透明である。このため、「基本計画」や「公共施設等総合管理計画」を念頭に置きつつ、事業の全体像を描くことでトータルコストを含めた費用対効果を徹底的に分析し、例年以上に事業の選択と集中に努める。また、既存事業はゼロベースで精査し、歳出削減及び一層の財源確保に注力する。

(2) 各部のフレーム及び投資的事業の内示額（暫定）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う財政調整交付金への具体的影響額は、現時点で東京都から示されていない。今後、財源見通しが示された際に、再度歳入額を見込むこととする。そのため、**各部のフレーム及び投資的事業の内示額は暫定とし、歳入見込額が大きく減少する場合には、優先順位の低い事業について縮小だけでなく、休止や廃止も含め、改めて精査し、フレームの削減を行う。**

2 各部における予算編成方法

各部は「基本計画」に示された各施策の目標達成に向け、重点プロジェクト事業を中心に、以下の事項に留意して、予算編成を行うこと。

- (1) 地方自治法に定める会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算公開の原則などの予算原則、財政規律を遵守し、包括予算制度の趣旨を踏まえ、各部長の責任において予算を編成すること。
- (2) 予算編成にあたっては、必ず一般財源ベースで判断すること。

- (3) 事業の優先順位を明確にしておくこと。
- (4) 新規・拡充事業の実施にあたっては、原則として優先度の低い事業の見直しや国・都の補助金活用など独自財源を確保すること。
- (5) 特定財源が削減された場合は、事業の見直しなどで対応すること。また、補助率の変更など特定財源に関する情報を得た場合は、速やかに財政課及び関係所管に情報提供を行うこと。
- (6) 部間の連携等が必要な事業については、各部間及び財政課と協議を行い、効率的執行や最大限の相乗効果が得られるよう計画すること。
- (7) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。
- (8) 議会の審議状況、審議会答申、世論調査などの区民要望を十分踏まえること。
- (9) 施設・設備の法定点検など安全に係る必要な措置については、法令を遵守して対応すること。

Ⅲ 令和3年度予算編成事務処理方針

1 政策的経費について

- (1) 令和3年度予算編成に向けた各部長と区長との事前協議の結果を踏まえ、査定を経て「基本構想」の「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」の4つの視点を明示したうえで、包括予算の枠内に財源を配分する。
- (2) 子どもの未来応援枠については、子どもの貧困対策担当課と協議のうえ査定を行い、包括予算の枠内に財源を配分する。
- (3) 東京2020大会関連事業にかかる経費は、現時点では保留とし、今後の東京都や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の動向を踏まえつつ、別途査定を行ったうえで財源を配分する。

2 投資的事業経費について

各部の要求を財政課が査定し計上する。

要求にあたっては、「中期財政計画」との整合を確認し、維持管理などの将来負担、設備の更新時期、労務単価改定、建設資材高騰などを考慮し積算すること。

また、緊急かつ安全・安心の面から必要な事業については、事前に財政課に協議のうえ、要求額を計上すること。

3 経常的事業経費（枠内）について

令和元年度決算額及び事務事業評価結果並びに令和3年度における各部の事情などを勘案し、包括予算の枠として財源を配分する。

配分された一般財源に各部で見込んだ特定財源を加えた範囲内で、必要な経費を計上すること。

4 経常的事業経費（枠外）について

各該当事業の要求額を財政課が査定し計上する。

要求にあたっては、経費を厳密に見積り、積算資料を財政課に提出すること。

5 既存事務事業の見直しについて

各部は事務事業評価の結果を踏まえ、特に執行率や費用対効果の低い事業は見直しを行うこと。

なお、既存事務事業見直しの基本的視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性、有効性、優先度の精査
- (2) 施策や事業の整理・統合
- (3) 区補助金事業の精査
交付実績・目標達成度・効果の検証
- (4) コストの削減
事業手法、執行体制・人員などの見直し
- (5) 歳入の確保
税外収入の確保、債権管理の適正化と収納率の向上、受益者負担の見直し

IV 令和3年度予算フレーム（一般財源ベース）

令和3年度財政規模は、現時点において、歳入1,593億円、歳出1,734億円と予測した。歳出のうち、経常的事業1,583億円、投資的事業143億円、公債費8億円とし、歳入の不足分141億円については、財政調整基金の取崩しによる財源対策を行う必要がある。

令和3年度 包括予算 各部別一覧表

【単位:千円】

経常的事業(一般財源ベース)			
部 名	総 額	内 訳	
		事業費	人件費
政策経営部	6,900,467	6,004,634	895,833
総務部	3,616,870	402,280	3,214,590
危機管理部	1,289,958	912,245	377,713
資産管理部	1,750,451	968,658	781,793
区民部	2,494,619	224,974	2,269,645
地域のちから推進部	10,630,551	7,351,896	3,278,655
産業経済部	2,148,528	1,425,868	722,660
福祉部	17,657,642	11,543,161	6,114,481
衛生部	7,291,911	5,026,859	2,265,052
環境部	7,684,596	5,697,735	1,986,861
都市建設部	7,562,773	3,860,337	3,702,436
会計管理室	208,841	122,811	86,030
教育指導部	2,787,792	586,267	2,201,525
学校運営部	12,158,994	10,736,812	1,422,182
子ども家庭部	26,128,524	18,141,946	7,986,578
選挙管理委員会事務局	122,735	17,102	105,633
監査事務局	95,360	9,490	85,870
区議会事務局	305,340	159,260	146,080
合 計	110,835,952	73,192,335	37,643,617

※枠外経費は含まない。

※退職金は、総務部の人件費に計上している。

※事業費・人件費については、組織定数の最終内示に合わせて調整をする。